

教員免許更新制度廃止に伴う、有効性確認フローチャート

所有している免許状の中で最初に取得をした免許状は平成21年3月31日以前ですか？

YES

取得している免許状は旧免許状です。

免許状の期限が
令和4年7月1日以降である。
※ご自身の免許状の期限が分からない方は
2ページ目の表を確認してください。

YES

所有している免許状は有効期限
のない免許状となります。

NO

期限の日に現職教員であった。

NO

YES

所有免許状は失効しています。
教員としてお勤めの予定の方は再授与申請
が必要です。
詳細はHP内「再授与について」をご覧ください。
※再授与申請については授与された都道府県
での手続きになりますので、授与された各都
道府県教育委員会にお尋ねください。

NO

取得している免許状は新免許状です。

免許状の有効期限が
令和4年7月1日以降である。

YES

所有している免許状は有効期限
のない免許状となります。

NO

所有免許状は失効しています。
教員としてお勤めの予定の方は再授与申請
が必要です。
詳細はHP内「再授与について」をご覧ください。
※再授与申請については授与された都道府県
での手続きになりますので、授与された各都
道府県教育委員会にお尋ねください。

旧免許状所持者修了確認期限早見表

グループ	生年月日			最初の修了確認期限
1	昭和30年4月2日～ 昭和31年4月1日	昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日	昭和50年4月2日 ～ 昭和51年4月1日	平成23年3月31日
2	昭和31年4月2日～ 昭和32年4月1日	昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	昭和51年4月2日 ～ 昭和52年4月1日	平成24年3月31日
3	昭和32年4月2日～ 昭和33年4月1日	昭和42年4月2日～ 昭和43年4月1日	昭和52年4月2日 ～ 昭和53年4月1日	平成25年3月31日
4	昭和33年4月2日～ 昭和34年4月1日	昭和43年4月2日～ 昭和44年4月1日	昭和53年4月2日 ～ 昭和54年4月1日	平成26年3月31日
5	昭和34年4月2日～ 昭和35年4月1日	昭和44年4月2日～ 昭和45年4月1日	昭和54年4月2日 ～ 昭和55年4月1日	平成27年3月31日
6	昭和35年4月2日～ 昭和36年4月1日	昭和45年4月2日～ 昭和46年4月1日	昭和55年4月2日 ～ 昭和56年4月1日	平成28年3月31日
7	昭和36年4月2日～ 昭和37年4月1日	昭和46年4月2日～ 昭和47年4月1日	昭和56年4月2日 ～ 昭和57年4月1日	平成29年3月31日
8	昭和37年4月2日～ 昭和38年4月1日	昭和47年4月2日～ 昭和48年4月1日	昭和57年4月2日 ～ 昭和58年4月1日	平成30年3月31日
9	昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	昭和48年4月2日～ 昭和49年4月1日	昭和58年4月2日 ～ 昭和59年4月1日	平成31年3月31日
10	昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	昭和49年4月2日～ 昭和50年4月1日	昭和59年4月2日～	令和2年3月31日

【確認方法】

1. 生年月日で自身の該当するグループを確認する。
2. 表の右側にある「最初の修了確認期限」を確認する。
3. 2で修了確認期限を確認し、自身の免許状が【休眠】もしくは【失効】かを確認する。

【失効の場合】免許更新をせず、最初の修了確認期限の時点で教員だった場合は失効となります。今後、教員としてお勤め予定であれば再授与申請をお願いします。詳細はHP内「再授与について」をご覧ください。

【休眠の場合】免許更新をせず最初の修了確認期限の時点で教員でない場合は休眠となります。休眠状態の免許状は、更新制度が廃止されたことに伴い生涯有効な免許状として使用できますので申請等の手続きは不要です。